

「PCA サブスク」利用規約細則 (RA)

第1条 (契約申込・成立)

1. 「お客様」が本サービスの新規利用を希望する場合、当社に代わって本サービスの販売窓口となっている販売パートナー(以下、「販売パートナー」という)から、「PCA サブスク」をお申込みください。
また、契約内容の更新を希望しない場合は、「販売パートナー」を通じて当社へ解約をお申込みください。
2. 新規にお申込みの場合は、前項に定める申込み手続きに基づき、当社から「管理者」へ当社の定める開通案内(以下、「開通案内」という)の送付をもって、本サービスの利用契約の成立といたします。
3. 当社は、「お客様」または「販売パートナー」によって登録された「お客様」の登録情報に基づいてサービスを提供します。そのため、登録情報には真実かつ正確な記載がされていなければなりません。登録情報の内容に虚偽、誤り又は記載漏れがあったことにより「お客様」に生じた損害について、当社は一切責任を負いません。次条により登録情報の変更が生じた場合も同様です。

第2条 (契約期間・更新・解約)

1. 「開通案内」に記載される「課金開始日」より、正式に「お客様」のご利用期間およびご利用料金の課金が始まります。
2. 当社が規定する期日までに変更手続き、解約手続きがない場合、ご契約いただいている期間(1ヶ月または12ヶ月)ごとにご利用期間が自動更新されます。
3. 本サービスのご利用を解約される場合は、「販売パートナー」を通じて当社へお申込みください。
月額利用の解約について、「販売パートナー」が各月最終日9日前の18時までに解約申込を行った場合、当月末日で解約となり、翌月分のお支払いは発生しません。各月最終日9日前の18時以降に解約申込を行った場合は、翌月末日で解約となり、翌月分までのお支払いが発生します。
年額利用の解約について、「販売パートナー」がご利用期間満了月最終日9日前の18時までに解約申込を行った場合、ご利用期間満了日で解約となり、翌年分のお支払いは発生しません。ご利用期間満了月最終日の9日前の18時以降に解約申込を行った場合は、翌年分(12ヶ月分)までお支払いが発生します。
4. いかなる場合においても、解約前にお支払いいただいているご利用料金については返金いたしません。
5. 入力いただいた解約申込に入力漏れ等の不備がある場合等は本サービスの契約解約日が遅れる場合がございます。

第3条 (サポートサービス)

1. 本サービスをご利用の「お客様」に対し、「開通案内」に記載されたお申込み製品を対象に、下記の「サポートサービス」をご提供させていただきます(「サポートサービス」のご提供は日本国内に限らせていただきます。)なお、「サポートサービス」の提供期間は、「開通案内」に記載されている製品ごとの契約期間に準じます。

① 専用サポート電話のご利用

「サポートサービス」専用電話にて、ソフトウェアの操作方法のお問い合わせができます。

「サポートサービス」のご利用時間 月～金(祝日／当社指定休日を除く) 9:30～12:00 13:00～17:30

＊ただし、仕訳方法や社会保険の事務手続きなど、ソフトウェア自体の操作に直接関わりのないご相談にはお応えいたしかねます。

- ② 「PCA オリジナル専用帳票」を 15%割引にてご提供
- ③ 各種情報をご提供

第4条 （利用内容の変更・届出事項）

1. ソフトウェアの追加およびライセンス数の変更の場合は「販売パートナー」を通じて当社へお申込みください。
月額利用の変更について、「販売パートナー」が毎月最終日 9 日前の 18 時までに変更申込を行った場合は翌月、毎月最終日 9 日前 18 時以降に変更申込を行った場合は翌々月以降に変更後の契約内容で利用料金の課金が開始となります。
年額利用の変更について、「販売パートナー」が毎月最終日 9 日前 18 時までに変更申込を行った場合は翌月、毎月最終日 9 日前 18 時以降に変更申込を行った場合は翌々月以降に加算になる差額分の利用料金のお支払いが発生します。
2. 利用料金が減額になる場合でも変更前にお支払いいただいている利用料金については返金いたしません。
3. 変更内容の反映は、変更手続き完了後に送付する「開通案内」に記載いたします。
4. 次の各号のいずれかに該当するときは、「お客様」は自身または「管理者」により変更内容を当社の定める方法で当社にすみやかに届け出る義務があります。
 - (1) 住所または所在地を変更しようとするとき
 - (2) 商号または屋号を変更しようとするとき
 - (3) 決済方法や決済に必要な諸届けの内容を変更しようとするとき
 - (4) 「管理者」を変更するとき及び、「管理者」の電話番号または e-mail アドレスなどの連絡先を変更しようとするとき
5. 当社が必要と判断する書類がある場合、「お客様」は当該書類を提出していただく必要があります。
6. 「お客様」について破産、民事再生手続、会社更生手続、特別清算の申立て、手形交換所の取引停止処分、差押または滞納処分が行われた場合は当社にすみやかに届け出る義務があります。(ただし、支払完了済みの期間を除く)

第5条 （利用料金と支払方法）

1. 本サービスの利用料金は、「販売パートナー」より別途告知するものとし、申込み内容に応じて金額を決定します。
2. 本サービスの利用料金は、当社および「販売パートナー」が定める課金基準により求められ、「販売パートナー」からの請求となります。また、「お客様」は、「販売パートナー」が定める方法で期限までに、本サービスの利用料金を「販売パートナー」に支払うものとします。

3. 共通規約第 6 条第 1 項に基づいて、標準価格または本サービスの変更を行う場合、変更する 3 ヶ月以上前に「管理者」に対して当社は「オンライン通知」を行います。通知内容の掲載または発信によりその効力が生ずるものとし、通知が「管理者」に未達または「管理者」が未確認でもその効力に影響がないものとします。

本規約は 2020 年 5 月 11 日から適用します。